

2020年7月6日
エール少額短期保険株式会社

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

2020年7月3日からの大雨により、被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、保険料のお支払いに一定期間の猶予措置を設ける等の特別措置を実施しております。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。

担当窓口：0120-888-727 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

事故受付：0120-000-455 平日 10:00～16:00（土日祝日・年末年始除く）

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

災害救助法 適用市町村	法適用日	備考
【熊本県】 八代市・人吉市・水俣市・上天草市・天草市・葦北郡芦北町・葦北郡津奈木町・球磨郡錦町・球磨郡多良木町・球磨郡湯前町・球磨郡水上村・球磨郡相良村・球磨郡五木村・球磨郡山江村・球磨郡球磨村・球磨郡あさぎり町 【鹿児島県】 阿久根市・出水市・伊佐市・出水郡長島町	2020年 7月4日	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

以上